

正 誤

平成二十六年三月三十一日付け奈良県公報号外第五十七号正誤表

奈良県営水道会計規程の一部改正		題名
三	一	ページ
十八及び十三	十九	行
課長、所長及び場長	「第四条」を「第四条第一項第一号」に改め、「若しくは場長」を削る。	誤
課長及び所長	「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。	正